

東京都市計画道路補助第220号線第I期区間等の進捗状況
及び第II期区間の事業認可について

補助第220号線第I期区間及び区画街路第3号線(交通広場)については、現在、都市計画道路の整備に向けて用地取得等を行っている。これらの事業進捗状況及び補助第220号線第II期区間の事業認可取得時期について報告する。

1 事業の経過

【西武新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業】

- ・平成25年4月1日 事業認可(事業施行期間:令和3年3月31日まで)
- ・令和2年4月8日 事業施行期間を令和9年3月31日まで延伸

【補助第220号線第I期区間】(別紙 位置図①参照)

- ・昭和41年7月30日 都市計画決定
- ・平成27年12月8日 事業認可(事業施行期間:令和4年3月31日まで)
- ・令和2年12月15日 事業施行期間を令和12年3月31日まで延伸

【区画街路第3号線(交通広場)】(別紙 位置図①参照)

- ・平成23年8月19日 都市計画決定
- ・平成29年2月13日 事業認可(事業施行期間:令和5年3月31日まで)

2 補助第220号線第I期区間及び区画街路第3号線(交通広場)の用地取得の進捗状況

【補助第220号線第I期区間】

- (1) 延長等 L=87.0m、W=11.0m(新設区間)
- (2) 進捗率 画地ベース40%(4/10)
面積ベース30%(既取得面積226.63㎡/要取得面積749.17㎡)
(令和4年1月4日現在)
- (3) 引渡期限 用地の引渡期限を令和7年3月31日として全所有者に対し説明

【区画街路第3号線(交通広場)】

- (1) 面積 A=約3,700㎡
- (2) 進捗率 画地ベース46%(6/13)
面積ベース16%(既取得面積434.63㎡/要取得面積2,674.82㎡)
(令和4年1月4日現在)
- (3) 引渡期限 用地の引渡期限を令和5年3月31日として全所有者に対し説明

3 補助第220号線第Ⅱ期区間の事業認可取得時期について

(1) 諸元 (別紙 位置図②参照)

- ・延長等 L=約725m (うち事業認可が必要な未整備区間L=約480m)、W=11.0m
- 新設区間 L=約300m、W=11.0m
- 拡幅区間 L=約180m、W=平均6m→11.0m
- ・画地数 約70画地
- ・権利者 約210名

(2) 経過

- ・平成28年8月 用地測量説明会開催及び建設委員会報告
- ・平成28年8月
～30年3月 用地測量実施
- ・令和元年7月 年度内に事業認可取得を予定している旨を建設委員会報告
- ・令和元年12月 第Ⅱ期区間の事業認可取得時期を概ね2年程度延伸する旨を建設委員会報告

(3) 事業認可取得時期

令和元年12月の建設委員会では、事業認可取得時期を概ね2年程度延伸すると報告したが、以下のとおり状況に変化が生じた。そのため、今後の補助第220号線第Ⅰ期区間等の事業進捗や事業未着手路線の事業計画を含めた事業の優先順位を検討し、令和5年度内に事業認可取得の時期を判断する。

【状況】

① 西武新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業の期間延伸による影響

令和2年4月、東京都が西武新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業の事業施行期間を6年延伸したことに伴い、令和2年12月、補助第220号線第Ⅰ期区間の事業期間を8年延伸した。

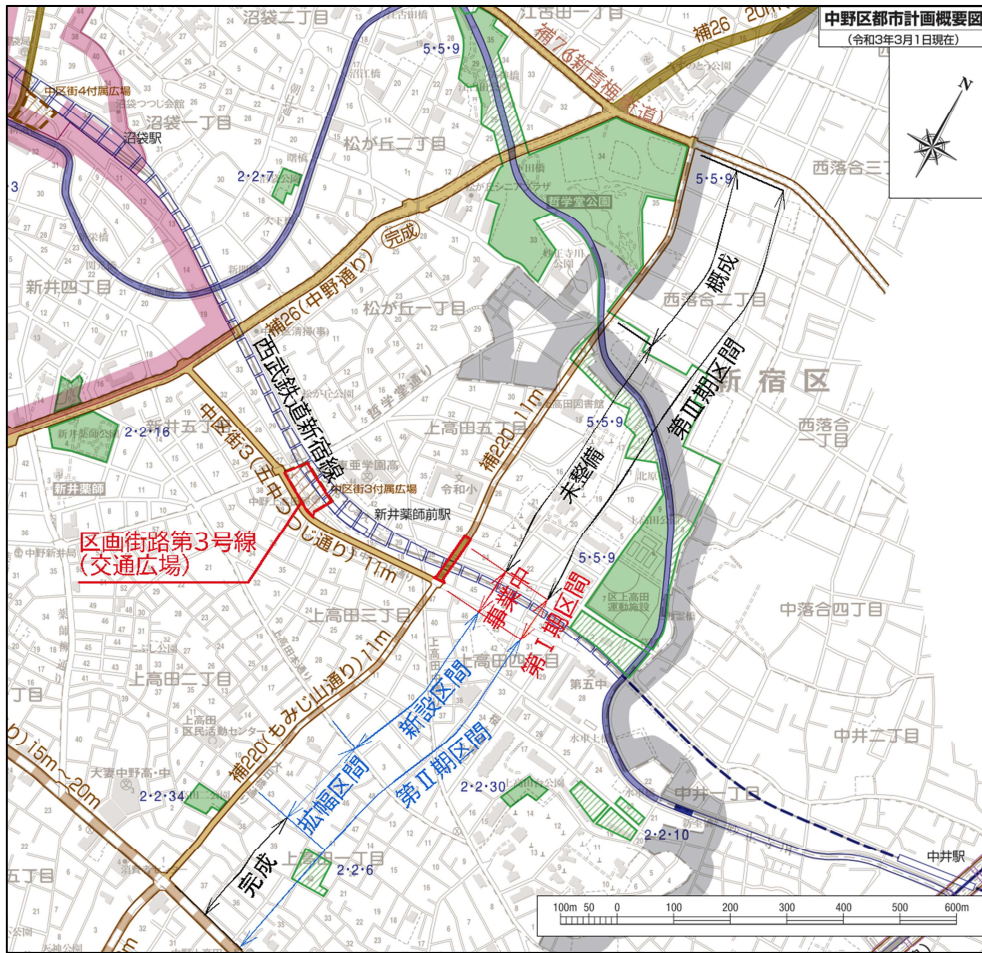
② 西武新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業への事業協力

補助第220号線第Ⅰ期区間の3画地を、既に東京都及び西武鉄道株式会社へ作業ヤードとして貸し出している。さらに区画街路第3号線の4画地についても、新たに貸出し要望を受けていることから、連続立体交差事業の促進の為、早急に用地を取得する必要がある。

③ 補助第220号線第Ⅰ期区間及び区画街路第3号線の着実な事業推進

全所有者に対して引渡し期限を説明している。そのため、重点的に用地取得を進め、引続き着実な事業推進を図っていく必要がある。

位置図①【補助第 220 号線及び区画街路第3号線(交通広場)】



位置図②【補助第 220 号線第Ⅱ期区間】

